

# 測量関係法令集 平成23年版 正誤表

頁	正	誤																
<p>163 附 則</p>	<p>次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="779 453 1037 979"> <thead> <tr> <th>軸</th> <th>座 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X軸</td> <td>-3, 959, 340.090メートル</td> </tr> <tr> <td>Y軸</td> <td>3, 352, 854.541メートル</td> </tr> <tr> <td>Z軸</td> <td>3, 697, 471.475メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>この告示は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。</p>	軸	座 標 値	X軸	-3, 959, 340.090メートル	Y軸	3, 352, 854.541メートル	Z軸	3, 697, 471.475メートル	<p>次の表のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律</p> <table border="1" data-bbox="1485 453 1742 979"> <thead> <tr> <th>軸</th> <th>座 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X軸</td> <td>-3, 959, 340.090メートル</td> </tr> <tr> <td>Y軸</td> <td>3, 352, 854.541メートル</td> </tr> <tr> <td>Z軸</td> <td>3, 697, 471.475メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>（平成十三年法律第五十三号）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。</p>	軸	座 標 値	X軸	-3, 959, 340.090メートル	Y軸	3, 352, 854.541メートル	Z軸	3, 697, 471.475メートル
軸	座 標 値																	
X軸	-3, 959, 340.090メートル																	
Y軸	3, 352, 854.541メートル																	
Z軸	3, 697, 471.475メートル																	
軸	座 標 値																	
X軸	-3, 959, 340.090メートル																	
Y軸	3, 352, 854.541メートル																	
Z軸	3, 697, 471.475メートル																	

頁	国土調査法施行令	正	誤
357	第二条第1項第五号イ 下段 右10行目	地形の成因別及び性状別分布状況又は表層地質 <b>若しくは</b> <b>土壤の性状別分布状況</b> 土地の利用の可能性を把握するために参考となるべき国 土交通省令で定める過去の土地の利用状況	地形の成因別及び性状別分布状況又は表層地質土 地の利用の可能性を把握するために参考となるべ き国土交通省令で定める過去の土地の利用状況
364	別表第一 表中 北海道北 適用区域欄	北見市 帯広市 釧路市 網走市 根室市 <b>オホーツク</b> <b>総合振興局管内</b> （紋別郡を除く。） <b>根室振興局管内</b> <b>釧路総合振興局管内 十勝総合振興局管内</b>	北見市 帯広市 釧路市 網走市 根室市 根室支庁 管内 釧路支庁管内 網走支庁管内（紋別郡を除く。）